

# 現場説明書

工事名称: 県立南部医療センター・こども医療センター  
歯科口腔外科増設工事(建築)

沖縄県病院事業局  
沖縄県立南部医療センター・こども医療センター

1. **工事名称** 県立南部医療センター・こども医療センター歯科口腔外科増設工事(建築)
2. **工事場所** 島尻郡南風原町字新川 118-1
3. **工期** 契約締結日の翌日から 120 日後(予定)
4. **入札条件** 別添「沖縄県立南部医療センター・こども医療センター一般競争入札公告」のとおり
5. **工事概要** 図面のとおり
6. **工事範囲** 本工事設計図書(本書含む。)に示す工事の施工一切
7. **関連工事** 県立南部医療センター・こども医療センター歯科口腔外科増設工事(電気)  
県立南部医療センター・こども医療センター歯科口腔外科増設工事(機械器具設置)
8. **質問回答** 現場説明事項及び設計図面に対する質問回答は下記により全て文書で行う。質問書の提出部数は1部とし、直接持参または FAX によるものとする。(郵送不可、FAX 送付は電話連絡にて到達を確認すること。)なお、質問がない場合は、提出を要しない。
  - (1) 〆切日時 令和2年12月10日(木)16時00分
  - (2) 提出場所 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター総務課施設  
担当(金武)  
電話番号 098-888-0123  
FAX 番号 098-888-6400
  - (3) 様式 別紙1のとおり
  - (4) 回答日時 令和2年12月15日(火)予定
  - (5) 回答場所 沖縄県立南部医療センター・こども医療センターホームページ入札情報  
(<http://www.hosp.pref.okinawa.jp/nanbu/contact/bidding.html>)に掲載する。

## 9. 提出書類等

- (1) 別紙2に記載する書類は遅滞なく提出すること。
- (2) 完成図書は別紙3による。

上記(1)(2)の書類等の様式及び提出形式は受注者に別途指示する。また、上記(1)(2)以外の書類等を監督職員の指示により受注者に提出を求める場合がある。

## 10. 現場代理人及び主任技術者等(契約書第 10 条関係)

契約書第 10 条に基づき行う現場代理人及び主任技術者等の通知は、別紙2の現場代理人等通知書により行う。

なお、共同企業体の代表者は監理技術者を、また代表者以外の構成員は主任技術者をそれぞれ当該工事現場に専任で配置しなければならない。

## 11. 官公署への手続き

- (1) 本工事に必要な官公署及びその他の機関への許認可等必要な申請及び手続きは、遅滞なく行い、かつ、これらの手続きに要する費用はすべて受注者の負担とする。
- (2) 資材の搬出入については手続きは、所轄警察署及び道路管理者等と十分調整の上、受注者が行うこととし、実施にあたっては関係官公署の指示に従い、特に車両渋滞の防止、一般通行者への安全対策及び公害防止には十分配慮すること。
- (3) 工事完了後は、保健所の施設検査を実施し当該居室の使用開始には保健所の使用許可が必要となる。保健所の使用許可が認められるまでは発注者は完成を認め引き渡しを受けることができない。当該許可申

請は、7日～10日(土日休日除く)を見込んでおくことに留意して工程管理を行うこと。なお、当該許可申請に係る手続きについては、発注者の所掌範囲であるが、発注者から協力を求められた場合は受注者は全力で協力すること。

## 12. 支給材料及び貸与品(契約書第15条関係)

(1) 支給する工事材料及び貸与する建設機械器具は以下のとおりとし、引渡場所及び次期については、監督員の指示による。

品名	数量	品質	規格・性能
設計図書のとおり			

(2) 支給材料及び貸与品は、工事の完成、設計変更等によって不用となった時は、監督員の指示により、速やかに返還しなければならない。

## 13. ~~工事用水・工事用電力等~~

~~当該工事に必要な電気、電話、水道、排水施設等に要する手続きは受注者で行い、かつ、その設置に要する費用・使用料金等は受注者の負担とする。~~

## 14. ~~工事用看板等~~

- ~~(1) 工事用看板の規格・寸法は別紙4による。~~
- ~~(2) 安全表示板、交通表示板を現場内外の必要な箇所に設置する。~~
- ~~(3) 行政活動のコスト等表示看板を設置する。規格・寸法は別紙5による。~~

## 15. ~~着工前の隣接施設の調査及び周辺への配慮~~

~~工事により隣接施設(土地、家屋、工作物及び道路等)を汚染、損壊しないように十分な予防措置を取り、また、工事に伴い発生する騒音等の公害についても万全の措置を講ずること。汚染、損壊した場合は、受注者の負担で原状回復すること。なお、工事に先立ち、現場内外における隣接施設の状況を調査及び写真撮影等により記録すること。以上は、搬入経路についても同様とする。~~

## 16. ~~埋設物等~~

~~工事中に敷地内より不発弾、文化財、埋設等の埋蔵物や埋設物を発見した場合は、速やかに監督員に報告し、指示に従うこと。~~

## 17. 工程管理等

- (1) 原則として、月1回の工程会議を開催するよう努めること。
- ~~(2) 安全衛生対策協議会を設置し、毎月1回以上の会議を行うよう努めること。~~
- ~~(3) 工程会議及び安全衛生対策協議会は、建築受注者が中心となって運営すること。~~

## 18. 資材等の運搬

- (1) 土砂等の運搬が運送契約により行われる場合は、正規の運送免許を受けた者及び車両を使用すること。また、積載超過のないようにするとともに、交通安全管理を十分行うこと。
- (2) 現場より資材を搬入・搬出する場合はゲートに誘導員等を配置し、安全管理に十分配慮すること。

## 20. ~~1年目点検・2年目点検~~

~~受注者は沖縄県立南部医療センター・こども医療センターの指示により、工事完成後1年を目処に1年目点検を、2年を目処に2年目点検を受けなければならない。なお、この検査で不具合や瑕疵が発見された場合、~~

~~速やかに修復しなければならない。~~

## 21. その他

- (1) 工事中に発生する産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令に基づき適切に処理しなければならない。
- (2) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税(沖縄県産業廃棄物税)が課税されるので適正に処理すること。
- (3) 「沖縄県土木建築部における公共建設工事の分別解体等・再生資源化等及び再資源活用工事実施要領」に基づき、使用する再生資材は原則として、沖縄県リサイクル資材評価認定制度資材(ゆいくる材)とする。なお、工事に発生した建設廃棄物は原則としてゆいくる材の認定を受けた施設に搬出すること。